

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。
当該届出に係る書類については、一般の縦覧に供するので、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに大阪府知事に意見書を提出することができる。

令和3年4月13日

大阪府知事 吉村 洋文

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の所在地及び名称
羽曳野市西浦二丁目1833番1ほか
（仮称）羽曳野市西浦複合商業施設計画
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の住所並びに名称及び代表者の氏名
群馬県高崎市栄町1番1号
株式会社ヤマダデンキ
代表取締役 三嶋 恒夫 ほか2者
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社ヤマダデンキほか
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和3年11月26日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
6,302平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数
325台
- (7) 駐輪場の収容台数
180台
- (8) 荷さばき施設の面積
297.0平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量
58.2立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前0時
閉店時刻 午後12時

- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前0時から午後12時まで
 - (12) 駐車場の自動車の出入口の数
6箇所
 - (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後9時まで
- 2 届出年月日
令和3年3月25日
- 3 届出に係る書類の縦覧の期間及び場所
- (1) 縦覧の期間
令和3年4月13日から同年8月13日まで
 - (2) 縦覧の場所
大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階
大阪府商工労働部中小企業支援室商業・サービス産業課
羽曳野市誉田四丁目1番1号
羽曳野市生活環境部産業振興課
- 4 意見書の提出先
〒559-8555 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階
(TEL (06) 6210-9497)
大阪府商工労働部中小企業支援室商業・サービス産業課